

「国際社会」の成立とそのデイレンマ

—— 湾岸戦争、北朝鮮問題と国際政治学 ——

大黒 太郎

……ヒューマニストを信じてはいけない、みなさん、予言者を信じてはいけない。有名人を信じてはいけない。彼らは、東ミ文で裏切るのだ。誠実に自分自身の仕事を果たさない。人々を侮辱せず、助けるよう努力しない。一氣に全人類を救済しようと努めてはいけない。まず、せめて、人の人間でも救うように試みなさい。これははるかに困難なことだ。ほかの人を傷つけないようにして、人の人間を助けるというのは、これはたいへんむずかしいことである。信じられないほどむずかしい。それだからこそ、全人類を同時に救済したいという誘惑が出現するのである。だが、それにもかかわらず、その誘惑に乗ると、必然的に、人類の幸福のためには、すくなくとも数億の人間を抹殺しなければならなくなる。もちろん、ばかばかしいことである。

(9) ヴォルコフ編 『シオスタコーヴィチの証言』、水野忠夫訳、中央公論社、一九八〇年

……賢明な有識者の愚かさという矛盾は必然的なものである。なぜなら市民社会の理性は、普遍性を要求すると同時に、普遍性を制限する

ように展開していくからである。交換し合うことで、各自がそれぞれ自分の取り分を手にしながら、やはりそこに社会的な不正がでてくると同じように、交換経済の反省形態に他ならぬ支配的理性は、公正で一般的でありながら、じつは連邦分立主義的であり、平等のなかでの特権を支える道具なのである。この支配的理性に、ファシストは清算を迫る。ファシストは公然と部分の権利を擁護し、かくして不斉にも自らの一般性を誇っている理性が、じつはそれ自体局限されたものでしかなく、暴露する。その挙げ句突然、識者が愚者になることで、理性自身に非理性の罪があることが確証されるのである。

しかしファシストの方も、やはり矛盾に苦しんでいるのだ。なぜなら市民的理性はじつはたんに部分的のではなく、一般性をも兼ね備えているのであり、ファシストがそれを否定している間にその一般性がファシストに迫り着くからである。

(10) アドルフ・ヒトラー 『啓蒙の弁証法』、徳水恂訳、岩波書店、一九九〇年

はじめに

湾岸戦争と北朝鮮核査察問題は、冷戦崩壊後の国際秩序維持の方向性を決する重要な国際的事件であった。国際社会全体の利益を代表すると主張する組織——それが国際連合であれその受権をうけた多国籍軍であれ、もしくはそう主張する国家（連合）であれ——による国際秩序維持への本格的な介入は、アナーキーを基本とする裸の権力政治とも、アメリカとソ連による二元的な世界冷戦秩序とも大きく異なる国際秩序観を示している。本小論は、いわゆる「北朝鮮問題」を事例にしつつ、新たな環境のもと「集団的安全保障論」に結集しつつある国際政治学、国際公法上の新潮流を俯瞰し、こうした新たな秩序観が抱えるディレンマを明らかにする。

(1) いわゆる「北朝鮮問題」を事例にして

冷戦終焉後の世界で大きな関心を集めた問題の一つに北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の核査察問題があった。アメリカ合衆国政府の主張に代表されるように、通説によれば、北朝鮮がIAEA（国際原子力委員会）による核査察に応じず核兵器を保有しているかどうかを明らかにしようとしな

のは国際の平和に対する脅威となっており、国際社会が一致して断固とした行動をとるべきである、という。このロジックの延長上で、日本においても政府が米韓と協力した強硬政策をとることが要求され続けた。

1 核兵器の有無が問題なのか？

北朝鮮問題をめぐる問題の最大の争点は、核査察を北朝鮮が拒否し、核兵器を所有している疑いが消えないということであるとされた。北朝鮮は核兵器を保有しているのだろうか？——そんなことは私には分かりっこないが、次のような推論が可能であろう。北朝鮮にはいくつかの選択肢があり、その第一は、国際原子力機関を脱退して核拡散防止条約（NPT）の拘束から逃れ、同時に北朝鮮が核兵器を持つこととの正当性——すなわちアメリカやロシアが核兵器を所有することができなげ朝鮮民主主義人民共和国にはそれが認められないのか、というまったく正当な主張に訴えることである。この選択肢は、理論的・貫性ばかりでなく純粋な説得力からしても強力なものであると考えられよう。北朝鮮は核実験を強行することもできるはずだ。それではなぜ北朝鮮にはこうした選択肢を採ることができないのか？考へうる第一の答えは、北朝鮮は核兵器を所有していないからだということである。たしかに、核兵器製造のために必要とされる技術

レヴェル、原料確保問題等からするかぎり、北朝鮮が核兵器を保有している可能性は否定することはできないだろう。しかしながら、ここでのより重要な可能性は、北朝鮮が核兵器を持っているにしても持っていないにしても、北朝鮮にはそうした行動を採ることによって失う交渉リソースはあまりにも大きすぎるということである。これが考えうる第二の答えである。要するに、北朝鮮は核兵器を保有する、もしくはその有無をはっきりさせるということ自体に抵抗するというよりも、その交渉のための「核カード」を問題にしようとしているのである。北朝鮮が常にIAEAよりもアメリカとの交渉を優先させようとしたのには根拠がある。

それではアメリカの側はどうだろうか。アメリカの主張を跡付ければすぐに気付くように、アメリカが争点としようとしているのは、核兵器の有無というよりはむしろ、北朝鮮の国際的な信頼性である。なぜなら、もし純粹に核兵器の存在のみが争点であるならば、合衆国は北朝鮮と無条件で交渉し取り引きすることが可能であるからだ。報道にみるように、アメリカ政府高官がCIA情報という形で「北朝鮮はすでに一個か二個の核兵器を所有している」などと不安感を煽ろうとしたのは、アメリカが北朝鮮との対立において何を問題にしようとしているのかをよく物語っている。アメリカは、核兵器の存在の有無そのものというよりは、むしろ北朝鮮の回

際的な信頼性を最大の争点にしようとしていたのである。

このように、北朝鮮とアメリカの主張も、そして両者の対立においても、——通説の主張とは違い——核兵器の存在の有無とその確認自体がその核心をなしていたわけでは決してなかった。ここではじめて、素朴な、しかしながら基本的な疑問が生じるのである。すなわち、一休全体アメリカと北朝鮮は何をめぐる対立していたのだろうか？

1 テロリズムと信頼性

そもそも、なぜ、北朝鮮が核兵器を保有することがこれだけの問題になるのだろうか。質問は簡単だが答えるのは難しい。そもそも、一国の核兵器の保有自体が国際的な関心事項となるかどうかは、主権国家システムを前提とする限りにおいては、当時者国家がこの問題を国際問題とすることに同意するかどうかにかかっている。すなわち、北朝鮮が先に示したような行動——北朝鮮がIAEAを脱退する——を採るならば、そもそも核保有問題などという「問題」は「国際的な問題」という範疇からすべり落ちてしまうのである。事実、インドやパキスタンなどは核爆発実験も行った。とすれば、国際的な関心事として北朝鮮の核問題が存在すると主張する場合は根拠は本当にあるのだろうか。

こうした推論を経てはじめて、北朝鮮とアメリカ双方の意

凶と対立の本質が見えてくるはずだ。北朝鮮の戦略をもう一度考え直してみよう。もし、北朝鮮が対立を回避しながらも自国の核兵器保有を目標としたのであれば、先のような主張を行なつて、自国をインドやパキスタンと同等の扱いをするよう国際世論に訴えることができるはずである。そうすることで核兵器所有問題を完全に国内問題化させ、国際的関心事項としなくてすむからである。そうであるにもかかわらず北朝鮮がこうした行動を採らないのは、それを取引のカードにしようとしているからだということは先に述べた。しかしながら、この戦略を成功させるためには、（皮肉なことに）北朝鮮の核保有は国際的な関心事項となっていなければならぬのである。というのも、そうであつてはじめて、相手国が取引に応じなければ、この問題が国際的にきわめて重大な帰結（この場合核戦争）をもたらしかねない、と暗示することによつて、自国の利益極大化を図ることが可能となるからである。核兵器所有問題が、単なる北朝鮮一国の純粋な国内問題であつたなら、アメリカ（もしくは世界）との取り引きカードとしての利用価値はない。それゆえ、アジアの平和、ひいては我々の生命、そして地球環境などを「人質」にとつて脅すことで、アメリカから有利な条件を引き出すことを狙つているという意味で、北朝鮮の行動を卑劣なテロリズム行動であると言うことが可能である。

それでは次に、アメリカの戦略はどのように解釈できるだろうか。フランスやインドなどの核保有国がアメリカから北朝鮮と同様の圧力を受けないのは、両国がすくなくともアメリカから一定の信頼を受けているからであろう。そしてこのことは、今回の北朝鮮とアメリカとの間の一般的な議論が核兵器の存在の有無自体を争点としたものではないことを示唆する。そうではなく、アメリカ政府の主張は、北朝鮮の国家としての信頼性を疑問に付すことで北朝鮮の存在自体を国際平和に対する脅威と認識させようとするものである。特定の国家がこのような形でその信頼性を問われた場合、その脅威を国際社会から排除するべきだという結論は避け難くなる。北朝鮮がいびつな国家形態を採つていことがこうした結論を強めたのである。

要するに、北朝鮮の核保有というテーマは、北朝鮮が核兵器を所有しているのかそうでないのかというレベルではなく、こうした北朝鮮、アメリカ双方の戦略的な行動を通じてはじめて、いわゆる「北朝鮮問題」という国際的な関心事項となつたのである。核兵器保有はそれ自体で「国際問題」であるわけではない。

1 国際「社会」体系の成立とその帰結

きわめて興味深いのは、両国の主張と戦略には共通した前

提が存在している、という点である。すなわち、両国とも、国際場裏において国際「社会」というべき一定の体系だった秩序が成立している、という認識を持ちはじめ、その認識が両国の行動の基礎となっているのである。前節の議論で明らかにしたように、北朝鮮のテロ戦略は、国際社会（とその価値観）を「人質」ととって脅すことでその目標を達成しようとしている訳であり、他方アメリカの排除戦略も、北朝鮮のそうした戦略が国際「社会」全体に対する敵対行動である、という主張に依拠しているからである。国際関係には独自の体系と論理を持つ「社会」ともいうべき秩序が成立し始めているという認識の登場は、まさに冷戦崩壊以降の世界政治の場面で起こりつつある根本的变化であり、こうした認識上の変化が国際関係を変化させつつある。

それでは、こうした世界の構図の変化は、現実にはどのような帰結を導くのだろうか。理論的考察は次章に先延ばしし、北朝鮮問題を事例にさらにその帰結を追ってみよう。前節で明らかになったように、一方がテロリズムに走り、他方がその国家のテロリズムを国際に対する脅威と認識してその排除を求めるという構図が頂点に達したとき、いったいどのような帰結が導かれるのだろうか？

北朝鮮の戦略はきわめて巧妙である。北朝鮮の戦略は、われわれがもつ価値体系の中に卑劣な手段によってディレンマ

を生じさせることにある。核戦争や地球環境を人質にとつて自分の要求を実現しようなどという考え方に反対することはわれわれの価値観のものである。しかしながら、だからといって、その要求が容認できないことを理由に国際社会が北朝鮮を排除しようとすれば、同時にそれはわれわれのもうひとつの価値観である生命の保護や地球環境の保全を危険にさらすことになる。それゆえ、いかに北朝鮮の卑劣な行動が容認できないからといって、北朝鮮に対して強硬な政策を採用ことは、ひるがえってわれわれが重大な危険を侵すことになってしまうのである。たしかに「国際の平和」を侵す行動を許さず、国際社会の正義を振りかざしてそうした国を排除する、というのもひとつの選択肢でありうる。そしてこの構図にしたがって湾岸戦争は戦われることとなった。しかしながらこの結果として、「手術は成功した、しかし患者は死んでしまった」という結果が生じるかもしれない。「卑劣な国家は排除され国際秩序は守られたが、核戦争によって多くの人命が失われ、地球環境は大きく破壊されてしまった」ということにならないとは限らない。イラクの国際社会からの排除の決定がなされたとき、こうした最悪の結果を防ぐことができるかどうかは、単なる偶然に任せられることになったのである。

(2) 国際政治学、国際公法学における新動向

湾岸戦争と「北朝鮮問題」で明らかになり始めたのは、国際関係に「社会」というべき一定の規範概念を伴う一元的な「秩序」が認識されはじめ、その認識が国際場裏におけるアクターの行動を規定する原理となり始めたということである。これは第一に、権力政治論が想定していたように、アクター間の合理的な判断に最低限の信頼を置いた抑止戦略を通じて秩序は保たれるという秩序観からの離脱を意味している。なぜなら、湾岸戦争や北朝鮮問題ではイラクや北朝鮮の国際的な信頼性自体が問題とされたからである。この判断は明らかに、「裸の権力政治」の基本想定である「合理性仮定」を踏み越えている。信頼の置けない相手に対しては抑止は不可能で、むしろその排除を持つて替えるべきであるとされた。またこの新たな秩序観は、アメリカとソ連の二元冷戦秩序からの離脱をわれわれが経験していることをも示している。なぜなら湾岸戦争も北朝鮮問題も米ソの対立の構図のなかで位置付けられたのではなく、国際の平和・一般に対する脅威とみなされたからである。

こうした冷戦以降の国際環境の変化のなかで、国際政治学や国際法の分野でも新たな現実在即した新動向が現われつつ

ある。例えば、日本におけるこれまでの国際政治学理論の基本的枠組は、冷戦を基軸とした理論か（例：現実主義理論論）、もしくは国際的な不平等構造を前提とした理論（例：従属理論、世界システム論）か、もしくはそれらの関わり（例：非極構造論）のどれかに取敢されてきたと考えることができる。しかしながら、国際社会の変貌はこれら三様の理論群を、一気に踏み越えようとする知的な試みを生み出した。新しい理論群は、「国際社会の秩序」の視点を議論の中心にすえることで、国際関係の全体を新たに読み替えていこうとする。「国際の平和」の問題を扱う国際秩序論は、既存の理論の前提である国民国家の自明性を突き崩し、国家を超える主体によって国際社会を安定化させようと試みる。こうした戦略は安全保障上の「超国家」戦略と呼ぶことができるが、こうした変化の根拠を集約的に示したのが湾岸戦争と前節で詳しく検討した「北朝鮮問題」であった。現在の国際政治学理論の展開は、超国家的な秩序維持機構によって本当に「秩序」が保たれうるのかどうか、すなわち、その主体が国際連合である国家連合であれ、集団的安全保障の可能性をその議論の焦点とするに至っている。

集団安全保障論の（再）隆盛は、新たな焦点が「国益」から「国際秩序」へと移行しているところに見てとることがで

きる。国際政治理論の主流は、七〇年代の「国益」中心の現実主義理論から、国際経済の相互依存関係の緊密化を前提とした相互依存論を経て、九〇年代末の現在、国際政治／安全保障領域での秩序を議論の核心とするに至った。これには冷戦の集結が大きく影響しているが、国際関係が個々の主権国家の行動の単なる総和ではなく、全体としての国際関係に独自のダイナミズムを見だし、主権国家の行動が全体のダイナミズムにむしろ規制されていることを初めて理論的に描いてみせて国際「社会」の理論の契機となったケネス・ウォルツの著書『国際関係の理論』の出版が七〇年代末であることから、戦後国際政治の展開とその理論的な発展の歴史のなかにその潮流を位置付けることもできる。八〇年代国際政治理論最大の成果とされるロバート・コヘインの『ヘゲモニーのあとに』(After Hegemony)は、ヘゲモニー国家が国際社会全体の安全保障の責任を担うだけの政治的、軍事的、文化的、経済的なりソースを失っても、大国間の協調関係を通じて国際社会の安定を保つことができる、という主張であった。相互依存理論から出発したコヘインの理論は、国際政治理論の主流が、経済関係の相互依存の深化の問題(相互依存論)から政治・安全保障上の相互依存と秩序の問題(世界秩序論)へと移行する過渡期の理論的成果であったと見ることもできる。著書の出版が一九八四年であるということもその

ことを示している。それゆえ、コヘインの議論は七〇年代の現実主義モデルに対する批判という側面と同時に八〇年代後半に流行した覇権安定論——すなわち覇権国家の主導権を欠けば国際社会は不安定化するという理論的潮流——への橋渡しをも同時に意味していたのである。その結果、八〇年代国際政治理論の「最大の」論争点は、覇権国家がなければ「国際的平和」が達成できないのか、それとも覇権国家がなくとも大国間の協調によってその達成が可能であるのか、という点に集中することになった。たとえば猪口邦子の「戦争と平和」『ポスト覇権システムと日本の選択』では、恐ろしいまでの熱意をもってこの問題が仔細に論じられている(それでも、この理論的「対立」は本当に対立しているのか?そもそもこんな問題が八〇年代「最大の」テーマであってよいのだろうかという疑問は全く正当だと思いが、ここでは触れないのがよい)。

論争をどう評価するかはさておき、八〇年代の論争を経て得られた理論的知見は、国際関係は国際「社会」として認識されるべきであり、その安定化のためには、覇権国家であれ大国間協調であれ、一国の「国益」を超えて全体社会をコントロールする主体(もしくはルール)の存在が不可欠であるということであった。そしてきわめて興味深いことに、国際政治学で言うこの「主体」「ルール」という用語を、「国際連

合「国際法」といいかえれば、国際公法学の現在とのつながりが明確になってくる。

国際法のレベルでも、国際政治学の変貌を促した国際状況の変化を前にして、同様に超国家的な組織機構（もしくは法体系）によって、国際社会の問題の解決をはかることを目指した理論的作業が始まりつつある。こうした国際政治学、国際法の議論の展開とその意味をより詳しく論じるために、ここでは、アロツト著の『ユーノミア』を一事例にとつてみたいと思う。ここで問われるのは、国際社会において超国家的な組織によって全体秩序が維持されるというのはどういうことか、という原理的な問題である。

著者アロツトは、「理解とは何か」といったテーマから議論を起すことで、最終的には国際秩序の構成にまでいたる全体理論を指向している。それゆえここでも、彼の議論に從う形で、『ユーノミア』の「秩序観」から「処方箋」のレベルまでたどつてみたい。

・「秩序」観のレベル

著者は、秩序と平和はすべての人間が「普遍的な原理」を所持することによってのみ可能であるという秩序観を想定している。そして、その裏には、その他の秩序成立のありかたは存在しえないとの認識が控えている。こう

した秩序観自体は新しいものではなく、リベラリズムの秩序観として有名であるし、「進歩主義」的秩序観、近代主義として批判されてきたにもかかわらず、現在でも有力な見方であるといえる。

・「社会原理」観のレベル

以上のような秩序観は「最適に」秩序を成り立たせる原理が唯一「原理」のものとして存在しうる、という「社会原理」観を生み出す。この発想は、容易に自然法の発想、そして普遍主義的法則観へと直結する。さらにこうした「社会原理」観は、社会原理とは「発見」されたり「発見」されなかったりする性質のものである（すなわち客観的に自存立するもの）との原理観をともなっている。

・「社会認識」のレベル

こうした前提を置くならば、現実の社会は論理的、普遍的に正当化される「原理」からの「逸脱」として認識される。

・「処方箋」のレベル

そして問題の解決のためには、本来の原理への、すなわち「本来性への復帰」もしくは「本来性の回復」と捉え

られることになる。普遍的な原理に回復することが問題の解決を意味する。

こうした理論の説得力には相当のものがある。問題が容易に解決できるかのような錯覚を引き起こす。しかし、そのように見えるのは、現実を「原理からの逸脱」と理解し、処方箋を「現実の原理への同化」に求めようとする理論の錯覚にすぎない。たしかに、「普遍的に」「発見」された「原理」はすでにその時点で一種の体系だった「原理系」なのだから、それに人間が「同化」することによって問題があたかもすべて解決されるかのように見えるのは当然である。なぜなら、そうした秩序観の帰結として、「逸脱した」現実の側が理論上すでに調和的なものとされる特定の「原理系」に同化することによって調和が作られる、という論理構成になっているからである。しかし、そんなことはあたりまえである。

こうした奇妙な論理構造はかならずどこかに問題を転嫁しているはずである。こうした秩序観は理論の正当性を担保するためにどこにしわ寄せをしているのだろうか。だが、こうした理論のなかで問題とされないのは、よしんば「唯一正しい社会原理が発見されうる」と考えるところとしても、抽象的な原理と複雑な現実との間をどのようにつなぐのか、という点である。この点がこうした秩序／法則／原理観の最大のネック

となるであろう。説明しよう。

この問題の解決法としてはふたつの行き方しか存在していない。

- (1) 人間の本性のなかに全人類に共通する（客観的な）特性を見いだそうとする行き方

『ユーノミア』の著書は明らかにこの立場である。彼らは議論の能力やそこから説得力を導き出す能力などに、人間としての「共通の特性」を見ているが、それ以外の「共通の特性」を見いだすことも可能である。スノビッシュな人間であれば、人間の食欲や性欲、闘争心などにさえそうした「共通の特性」を見いだすかもしれない。こうした見方で現在主流となっている概念は、興味深いことに「地球市民主義」である。

- (2) 普遍的な原理との絶対性を保持するためには、軍事力でもっともその原理が実現されるべきである、とする行き方

これは過激で粗雑なタイプ of 軍事主義者の考え方である。たしかに先の秩序／原理／法則観を採用するかぎり、そして

現実と原理との間のずれを問題にするかぎり、上記二つの方法しか残されてはいない。一方は「人類愛」と「人類の共通性」「地球市民連帯の可能性」といったものを「見感じさせる」が、他方は恐ろしい強権的軍事解決主義である。問われていることが両者の間で、各執一の問題である、と考えるならば、前者の方が望ましきものである。しかしながら、両者を區別するのはきわめて微妙な差でしかないことに注意が向けられるべきである。なぜなら、人類に有意義な共通性などないからである。共通性が存在しないとすれば、それ以外の何らかの形で理論の正当性を——すなわちみんなが正しい原理を受け入れる——根拠を確保しなければならぬ。しかしどうやってか？最終的に残るのは、「正しい原理を受け入れさせる」ということしか残されていない。「人類愛」者がいくぶん複雑な経路を経て軍事解決主義者に転化する可能性である。もちろん、「地球市民主義」の立場はこうした解決策に同意しないだろうが、先の秩序／法則／原理観を前提とするかぎり必然的な論理的帰結であるこの深刻なディレンマに苦惱することになる。

興味深いのは、こうした秩序観を想定するならば、その秩序を支えるべき原理がどのような内容を伴ったものであっても同様のディレンマを抱え込むことになる、という点である。なぜなら、内容は様々異なっても、このような秩序観は、普

遍的価値を実現するということとそれをどうやって実現するかという先の問題とのあいだに理論上有効な橋をかけられないからである。たとえば、「民衆主義」の立場からする普遍主義理論の例として、花崎著『アイデンティティと共生の哲学』があるが、彼の「民衆主義」が常にとこでも国際的に普遍的な価値として実現しているわけではない。ではその場合、彼の「民衆主義」はどう実現すればよいのだろうか。例えば、内戦状態にある地域で、戦闘状態を停止させるために軍が出動することは、「平和主義」の立場からあらゆる場合にも拒否されるべきなのか？——こうした疑問は、冷戦終了以降決して単なる仮想状態ではなくなっている。冷戦終以降の現代平和運動が、「平和主義」と「地球市民主義」を原理として両立させようとして直面する深刻なディレンマは、まさにここに淵源している。「悪い戦争を戦った敗戦国」としての経験から戦争と「軍隊」の放棄を掲げる憲法を持つ日本の平和運動は、現代においてとりわけシビアなディレンマに直面せざるを得ないだろう。

このように『ユートミア』の描く世界は、「生の」われわれこそが社会を形成するのに、われわれが導きだした「正しい原理」なるものの正統性のために逆にわれわれが原理にしたがって改造されていくという転倒したありかたを前提としている。だから、極限の形態では、

原理↓強制(軍事力) ↓人間の改造(例…人間は「同形である」！)

→ 原理の正さの証明 ↑ 原理の実現 ←

という構成になるのである。

要するにこうした秩序の中では、われわれ個人はゲームの駒として扱われる。国際関係は「ゲームのルール」である。理論家とはあらかじめどのようなルールがあれば野球板の上で公正で紛争なく野球ゲームが楽しめるか？という発想のもとに最善のゲームのルールを考える製作者となる。このような特性は、国際政治学、国際公法学理論がみずからのアイデンティティを求めるとすれば捨てることのできない彼らの核とも言うべき特性である。国際社会の安定のためのルールブックを求めようとするならば、さまざまな場所で起こる具体的な数々の事象、そしてその原因の多様性、個々の人間の生活といった要素を理論上捨象せざるをえず、抽象的なルールの組合せが際限もなく繰り返されることになる。こうして、覇権国家がいるかいらないかといった問題が「最大の」論点となるに至る。

しかし、こうした社会「原理」観は『ユーノミア』を論じた節で明らかにしたように、容易に独特の社会「認識」観に

「国際社会」の成立とそのティレンマ(大黒)

転化し、それがさらに「処方箋のレベル」へと転移していく。そして、そうした普遍的なものとされたゲームのルールに従わない、もしくはそうしたルールをテロリズム的な手段で利用しようとするアクターが現実のレベルで存在したとき、「国際」に対する脅威は容易にその排除を目指す方向へと向けられていく。湾岸戦争はこの枠組みに沿って戦われ、「北朝鮮問題」はこうした議論の下で強行策が模索されたのである。現実と理論の展開は軌をいつにしている。

(3) 「北朝鮮問題」が提起したもの

冷戦はともかくも核戦争なしに終焉した。しかしながら、共産主義体制の崩壊時に聞かれた楽観的な将来見通しが、急速に説得力を失いはじめ、むしろ不安定な国際社会に対する危惧がわれわれの自然な感情となりはじめていくように、そしてその感情をいつそう強める国際場裏におけるいくつかの事例からも容易に想像できるとおり、新しく獲得されつつある国際「社会」の登場によって、われわれが以前の秩序よりも安定した秩序原理を獲得したわけではない。いや、すでに見たような意味で、われわれはむしろ以前よりもやっかいな問題を抱え込むことになったのである。湾岸戦争や「北朝鮮問題」で明らかになったことは、全体秩序が成立したという

まさにその事実によって秩序の成立自体が深刻なディレンマに直面する可能性が常に残存し続ける、ということであつた。そして、このディレンマに目をつぶって「聖戦」を戦うことは、ひるがえって自滅的な結果をもたらすことになる、とも論じてきた。たしかに、テロリズムを容赦しないことが最優先されるべきであると言ひ張ることもできた。しかし、たとえ正義は我が方にあると主張してみせたにしても、相手が仕掛けたディレンマから逃れられるわけではない。そうであるとするならば、われわれは、国際場裏において深刻なディレンマを生起させないような施策を考えだすことが必要になる、ということである。ディレンマは必然ではないからである。これは、国際中央権力が軍事力（とその脅し）でもって秩序を維持するというハードな組織化が危険であり、むしろ合意の積み重ねによる秩序形成を模索すべきことをわれわれに教えている。一部には、ハードな安定性を指向する傾向が強いように見受けられるが、そうした見方は危険である。そうした方法は問題を解決できないばかりでなく、実際にはさらに問題を複雑化させるだけであり、彼らには問題がなくなつたと強弁する（すなわち「手術は成功しました！」）ことしかできないだろう。しかしながら大切なのは患者なのだ。そしてあえて付け加えておくが、そうした立場に立つならば、本来の問題が複雑化、泥沼化してより多くの軍事力に頼るこ

とを当然視させ、また事態の悪化を隠そうとするために、情報統制化と軍備強化をすすめるといったグロテスクな方向に（介入側の）社会を向かわせかねないのである。

ここでは、国際秩序の成立にとまなうディレンマを「北朝鮮の正義 対 国際社会の正義との争い」という対立軸で理解しなかつた。ましてや、北朝鮮のかかげる「正義」が「国際社会」が主張する「正義」よりも普遍的である、と考えているわけではない。むしろ、「国際社会」が模索する「正義」の方が北朝鮮が主張するものよりもより普遍的なものを含んでいる、と主張したのである。きわめて重要な論点なので、もう一度角度をかえて議論しておこう。

まず第一、北朝鮮は、先に論じた意味でたしかにテロリズム国家であるというよう。「しかしファシストの方も、やはり矛盾に苦しんでいるのだ」。なぜなら、本当に核兵器を保持することが目的ならば、この問題を「国内問題事項」として処理することによってその目的を達成できるにもかかわらず、むしろこの問題を「国際的関心事項」にして自らの本来の目的であるアメリカの譲歩を引き出そうとしているからである。つまり、北朝鮮は自国の核開発問題を「国際的関心事項」とすることによって、他国や国際機関が、北朝鮮は核の国際的な管理体制による一定の制約を受け入れるべきであると主張する根拠を自ら提出してしまうという危険をあえて

冒さなければならぬのである。北朝鮮は自らの利益のために「国際秩序」をすでに利用している。

第二。もし、国際社会の主張する正義の方が北朝鮮の正義よりも普遍的なものとすれば、それは国際社会が抱える「正義」の中には、人命を最大限尊重し、民主的な運営の優先性を認め、多元的な価値観の共存を容認する、などという価値観を含むものであるからだ。「聖戦」論は、自ら想定するような「正義」対「悪」という対立図式が、翻つて考えた場合に北朝鮮の側にも「正義」対「悪」という対立図式がありうるということ、そして両者それぞれが想定する対立図式には、何ら優劣をつける原理が存在していないということにもっと自覚的であるべきだ。もし、北朝鮮の側にはなくわれわれの側により普遍的な「正義」があると主張したいのならば、北朝鮮体制以上にわれわれが抱えている豊富な価値原理——戦争の否定、人命の尊重、民主的手法の尊重、憲法の遵守、環境の保護など——をその行動の基本的な原理としなければならぬ。北朝鮮の政治体制やその信頼性を問題視し、それを批判できるのは、そしてわれわれの価値観がより普遍的なものであると主張できるのは、われわれがそうした多様な価値を内包しているからだ。よしんばそれが、われわれの価値体系の内部にディレンマを生じさせるにしても、である。息子に権力を委譲しようなどという前近代的な

政治システムはわれわれのものではない。また、核の国際的管理はより望ましい国際的な原理である。「ファシストがそれを否定している間にその一般性がファシストに追いついている。われわれが北朝鮮よりも価値原理の優位性を主張するのならば、戦争回避とソフトな合意形成を通じて秩序の構築が最大の目標とされなければならないはずだ。われわれの根柢を自ら断つてしまつてはならないのである。

結論…「超国家戦略」の超国家性について

注意が必要なのは、ここでいうソフトな合意形成を通じて秩序構築とは国連中心主義と同義ではない、ということである。このことは何度も確認されるべきである。湾岸戦争や「北朝鮮問題」の一連の政治過程のなかで明らかにようになったように、国連（とりわけ安全保障理事会）は明らかにハードな秩序維持の方向に現在向かいつつあるように見える。国際政治学、公法学の分野においても国連を中核とした一元的世界システムへの移行を指摘する議論が登場し始めているが、本論文で明らかとなったのは、国際社会という全体秩序が成立したというまさにその事実によって我々が直面するディレンマであった。国連中心主義はそのディレンマから抜け出す道ではない。国連中心主義を、ハードな軍事力による秩序維持を主

張する論者と直ちに同一視することはできないが、国民国家では問題解決ができないので国連中心主義でいく、というのはあまりにも単純なロジックであつて、この単純な二分論が容易に両者を結びつける結果となつてゐる。

そもそも、こうした「超国家」戦略でいう「国民国家」を越える、という発想は本当に「国家」的思考を越えているのだからか。彼らは「国民国家」は乗り越えられるべきである、と主張してきた。その事例は本小論で論じた「集団的安全保障」の領域ばかりでなく、もっと様々な別の問題、たとえば、難民問題や地球レベルでの富の不平等配分、環境保護運動などが考えられ、事実、政治的な立場を問わず国連中心主義は大きな広がりを持つてきた。しかしながら、「国家を越えるため」に「国家を超えた」問題解決手法を模索する、というのは、それでもなお、「国家」にこだわつた発想であるといふこともできる。「国家」を無意味なものにする、というのは国家をなくすということではなくて、国家のあるなしにこだわらない、ということである。問題を解決するために国家の存在が有用であればそこを利用することもできるし、有用でなければ別の方法を考えることもできる、というのが「国家を無意味なものにする」という内容なのである。重要なのは、問題を解決するということであつて、国家をなくす、ということではないからである。要するに手術は成功しなくて

も、患者が助かればよいのである。

それゆゑ、ここでいうソフトな合意による秩序形成とは、かならずしも国連主導であるべき必要はない。安全保障の領域ですら、国連の一元的なシステムよりも、様々な国家の独自の努力が実を結ぶことも十分想定可能である。国際社会成立がもたらしたディレンマを抜け出す道は、各国が独自の外交政策を手にするものである。ノルウェー主導で進められた中東和平の例も想起できようし、湾岸戦争や北朝鮮問題で日本政府が発揮すべきであつたイニシアティブを考へることもできる。こうした独自の貢献は、世界の一元的な統括が進めば進むほどその可能性を窒息させられるものである。外交政策に独自性が現在必要とされているとすれば、「悪い戦争を戦つて敗れた国」で被爆体験のある日本の平和運動が独自の貢献をなすことが求められているとも言える。

われわれが意図するのは、国際政治学の分野で「国際体制 (international regime)」論として展開されている組織化のロジック——すなわち、短期的で特定の案件で不利益を被るアクターが、国際社会における唯一の権威者が存在しない場合においても合意形成の場に残り続けること、すなわち他国間の協議がいくつもの案件について同時に進められ、短期的偶発的な案件での不利益が恒常的な不利益にはならないようなシステムを、具体的に模索していくことである。こう

した立場は、秩序を不安定化させる根本的な原因は、国際的な場面上における社会的・経済的・文化的・政治的不平等と解決手法の不在であり、現在の国際社会は（表面的な平等性のうらで）こうした状況が様々な形をとって残存し続けているという認識に根ざしている。これは、世界各地で生起する諸問題の淵源は国民国家システムそのものではないという主張である。国連が問題を解決する主体となるということと、国連が問題を解決することができる、ということとは全くの別問題なのである。それゆえ、議論の構成として「国連中心主義か国民国家主義か」といった単純な二元論には与しない。国連が中心になって問題解決を図ることができ、そうしなければならぬ場面が存在することを否定することはできないが、だからといって問題解決という最優先されるべき観点からすれば、特定の一家のイニシアティブに期待してはだめだということにはならない。要するに、そうした対立軸で議論を立てるのではなく、ソフトな秩序形成と変革をいかに実現あるものにするができるか、という具体的な問題にわれわれは直面しているのである。

参考文献

- 藤原帰一「権力政治と相互依存」『思想』(一九九一年)
 藤原帰一「国際政治における合意と協調」『創文』(一九九三年)

「国際社会」の成立とそのディレンマ(大黒)

- 森政隆「秩序をめぐる問題」『創文』(一九九三年)
 森政隆「犯罪・刑罰、侵略・聖戦」『創文』(一九九三年)
 尾崎重義「湾岸戦争と国連憲章・新世界秩序における国連の役割のケーススタディーとして」『筑波法政』(一九九三年)
 現代思想「思想としての湾岸戦争」(青土社、一九九三年)
 村上泰亮『反古典の政治経済学 上下』(中央公論社、一九九三年)
 花崎翠平『アイデンティティと共生の哲学』(筑摩書房、一九九三年)
 進藤榮一「現代紛争の構造」(岩波書店、一九八六年)
 進藤榮一「現代の軍被構造」(岩波書店、一九八八年)
 大黒太郎「軍事主義者のセンス」(草楿、一九九三年)
 猪口邦子「戦争と平和」(東京大学出版会、一九八九年)
 猪口邦子「ポスト覇権システムと日本の選択」(筑摩書房、一九八七年)
- 廣松渉「マルクス主義の地平」(講談社学術文庫、一九九一年)
 広瀬淳男「国連の平和維持活動」(信山社、一九九二年)
 嶋武彦「国際安全保障の構想」(東京大学出版会、一九九〇年)
 Philip Alton, *Eurocentrism: new order for a new world* (Oxford University Press, 1990)
 Robert Keohane (ed.), *Neorealism and its Critics* (Columbia University Press, 1986)
 Kenneth Waltz, *Theory of International Politics* (Addison Wesley, 1979)
 Robert Gilpin, *War and Change in World Politics* (Cambridge University Press, 1981)